

(公印省略)

01春高指第1158号

令和2年3月10日

市内〔地域包括支援センター〕
〔指定居宅介護支援事業所〕
〔指定地域密着型サービス事業所〕
管理者様

春日市長 井上澄和
(健康推進部高齢課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた研修会・会議等の取扱いについて

このことについて、一部の事業所から問い合わせがあり、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

なお、この取扱いは通知日時点のものであり、今後国から正式な取扱いが示された場合は、変更となる可能性があります。

記

1 質問

事業所における研修会や会議は、従業員が一堂に会し、一定時間密閉された空間にいることになるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のおそれがあると考え。事業所における研修をどのように取り扱えば良いか。

2 回答

(1) 各種基準又は加算(※1)の要件として実施が義務付けられている研修会・会議等については、以下のとおり取り扱うこととする。

区分	取扱い
事業所の外部の者(同一法人が運営する他事業所の者を含む。)が参加するもの	・感染拡大防止の観点から、事業所の判断で中止して差し支えない。 <u>当初の計画内容と中止した理由を記録</u> として残しておくこと。
事業所の内部で完結するもの	・感染拡大防止に万全を期して実施することとする。ただし、感染拡大防止対策として、従業員が一堂に会することを避け、代替りの方法(※2)により行うことは差し支えない。 ・なお、 <u>代替りの方法で実施した場合も研修会・会議等の実施状況・従業員の参加状況が分かるように記録</u> しておくこと。

(裏面があります)

(※1) 居宅介護支援の特定事業所加算、地域密着型サービスのサービス提供体制強化加算等

(※2) 代わりの方法の例

従業者が一堂に会する研修会は取り止め、研修資料を全従業者に配付し、自己学習とする。この場合、当該配付資料を保管するとともに、従業者に感想文やアンケートの提出を求め、事業所としての研修の実施状況及び各従業者の参加状況が確認できるよう記録する。

- (2) (1)の取扱いによる場合は、基準違反とはせず、また、加算の要件も満たしているものとして取り扱う。
- (3) 各種基準又は加算の要件として実施が義務付けられていない研修会・会議等については、感染拡大防止の観点に十分留意して、不要不急のものは延期とするなど、開催の要否、方法等を慎重に検討した上で行うこと。

<問合せ先>

春日市健康推進部高齢課指定指導担当

担当者：松尾、木下、米倉

T E L : 092-558-1363